

議案外質問(11月27日) 岡田ゆき子議員

子どもの貧困を一人も見逃さない施策の推進を 就学援助の認定基準を生活保護基準の1.3倍に

岡田ゆき子議員は11月27日の本会議で、「子どもの貧困」問題と、介護事業所の廃止が増え続けている実態を示しながらその原因と課題、行政の責任、役割について質問しました。

所得が低いほど、参考書や勉強に必要な道具を持っていない子どもが多い

2013年に名古屋市が行った、「子ども・子育て子育てで家庭意識・生活実態調査」では、初めて親の収入や暮らし向きと勉強に必要な道具、参考書の所持率、子どもの「自己肯定感」「生活満足度」の関係を分析しました。その中で「所得が低いほど、参考書や勉強に必要な道具を持っていない子どもが多い」ことも明らかになり、経済的理由が子どもの勉強や意識にも関係しているのではないかとこの憶測が現実問題となっています。昨年成立した「子どもの貧困対策法」では、「経済的支援に関する施策は子どもの貧困対策の重要な条件」だともしています。

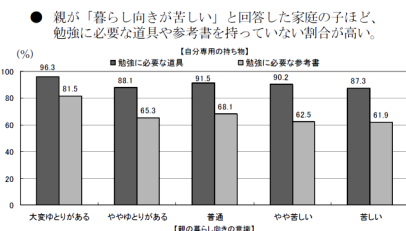
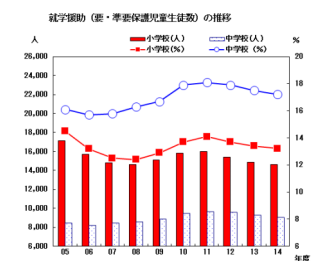


図 親の暮らし向きの意識と勉強に必要なものを持っている割合 (子ども・子育て子育てで家庭意識・生活実態調査2013より)



子どもの悲鳴にこたえる本気度を見せよ

子どもの貧困率は16.3% (2012年) と過去最悪となりました。岡田議員は「市内の小中学生で就学援助を受けている子どもは14.5%。子どもの貧困率より低く、厳しい経済状況にある家庭を救い切れていないのではないかと指摘し、「就学援助の認定基準を2005年以前の1.3倍に引き上げよ」と求めました。教育委員会は「生活保護費の引き上げが行われた際には認定基準を引きあげた」と答えました。



岡田議員は「引き上げは当然で、今改めて子どもの貧困対策に経済的支援が必要となってきたわけで、認定基準を引き上げ、子どもの声にならない悲鳴にこたえる名古屋の本気度を見せよ」とただしました。

就学援助の引上に必要な財源は1億1500万円

質問の中で、就学援助の対象を生活保護基準の1.3倍にすると、1828人(2005年当時)が対象となり、概算で1億1500万円が可能であるということも明らかになりました。

介護保険

現行水準のサービスで新総合事業を

名古屋市は介護保険の「改正」に伴い「新しい総合事業」として、人員基準を緩和して、現在の報酬の7割、8割で実施する生活支援型訪問サービスとミニデイ型通所サービスを始めるとしています。これらについて市は、利用者が多様なサービスを選べる、選択の幅が広がると説明しています。

今よりも低い報酬で運営が迫られる事業者は経営困難に

しかし、具体的には基準緩和した生活支援型訪問サービスやミニデイ型通所サービスは、今よりも低い報酬

で運営が迫られることとなります。岡田ゆき子議員は「結果的に、事業所の経営困難あるいは廃業に拍車をかけることにならないか」とただしました。局長は「サービスの選択肢を広げるメリットがある」と答えました。

岡田議員は「経済的な理由で専門職の必要性の有無よりも、安上がりのサービスを選ぶしかないという事態が出てくる恐れがある。当面、基準緩和型は設けず、現行水準のサービスで新総合事業を始めるべき」と指摘しました。